

大豊町小規模企業者原油価格高騰 対策事業継続支援金申請の手引き

■趣旨■

原油価格高騰の影響を大きく受ける小規模企業者（以下「事業者」という。）の負担軽減を図り事業継続を支援することを目的として支援金を交付します。

■交付要件及び交付額■

令和4年1月～8月の期間で、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油（以下「エネルギー関連経費」という。）の経費がいずれかの月において、

- ① 20万円以上の事業者・・・・・・・・・・ 20万円
- ② 10万円以上20万円未満の事業者・・・・ 10万円
- ③ 5万円以上10万円未満の事業者・・・・ 5万円

※町内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

※本支援金の申請は、1事業者につき1回限りになります。

【申請期限】

令和5年1月31日（火）まで

【申請書類の提出方法】

持参または郵送による提出

令和5年1月31日（火）まで（当日消印有効）

【提出・お問い合わせ先】

〒789-0392

高知県長岡郡大豊町津家1626

大豊町産業建設課交流推進班 あて

電話番号：0887-72-0453

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

■対象事業者■

大豊町内に事業所を有する法人及び個人で、以下の(1)～(4)すべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 小規模企業者(※1)に該当すること
- (2) 町税の未納がないこと
- (3) 支援対象経費について、他の公的制度から同一の経費に対して補助金等を受けられないこと
- (4) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること

※1 小規模企業者とは

小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)の事業者を指します。

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- ・政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者
- ・大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの
「会社」に該当しない法人の例：医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)

※農業法人は会社法上の会社形態(株式会社等)であれば対象となります

- ・令和4年1月から6月までの全期間において、他の公的機関等から、同一のエネルギー関連経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象事業者

■提出書類■

①大豊町小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書

②エネルギー関連経費の領収書等の写し

領収書等には、宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日もしくは領収日(以下「必要事項」という。)が記載されている必要があります。

通帳の写しや、クレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、請求書等(必要事項の記載がある)を併せてご提出ください。

※エネルギー関連経費が20万円を超える場合は、すべての領収書ではなく、超えることを確認できる範囲の領収書を提出してください。

③町税の完納証明書

④本人確認書類の写し(法人の場合は現在事項全部証明書)

■審査■

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者へ追加の書類提出を求める通知等をおこないます。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

■交付決定■

支援金の交付決定は書面にて通知します。

交付決定通知をした方に対し、順次支援金を振り込みます。

支援金を交付することが適当でないと認められる場合は、不交付決定を書面にて通知します。

■エネルギー関連経費の合計額の算出について■

支援金におけるエネルギー関連経費の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出します。

(具体例)

令和4年3月中に発生した経費を「月末締め翌月末払い」の条件で支払う場合、同経費については令和4年4月分のエネルギー関連経費となります。

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、大豊町の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。